

# ミスにつながる対応から学ぶ 預金差押手続きのポイント

①～⑤ 保志 秀一

⑥～⑨ 西中・宮下法律事務所 弁護士 宮下 正臣

差押命令への対応におけるミス事例を挙げて、適切な手続きのポイントを解説します。

## ▼こんなミス事例！



ケース 1

多忙で特別送達の差押命令を放置した

## 債

権者から差押の申立てを適法に受理した裁判所は、差押命令を送達します。差押命令は特別送達の方法で送られます。特別送達は郵便物の特殊取扱いの1つです。特定の郵便物について一般の郵便物とは違う手続きで送達され、送達した事実を差出人に証明するもので、裁判所から訴訟関係者等に宛てて出される書類などに使用される郵送方法です。差押命令が送達されると、第三

債務者である金融機関は、債務者への弁済を禁止されます。また債務者は債権（この場合には預金）の取立、その他処分を禁止されます。

## 二重払いのリスクが生じる

前述したとおり差押命令は、債務者と第三債務者の双方に送達されますが、差押命令の効力は、差押命令が第三債務者に送達されたときに生じます。差押命令が送達された場合、金融機関は当該預金

- ………手続きのポイント………
- 特別送達の郵便物は直ちに受理日時を記録し、開封のうえ中身を確認
  - 送達された差押命令に基づき、金融機関は対象預金をすぐに支払停止処理する

ケース 2

差押対象口座が見つけられなかったので放置したら、僚店の対象口座から預金が引き出されていた



## 内部ミスがあると免責不可

差し押さえる預金の取扱店以外の営業店に差押命令が送達された場合でも、預金を特定できる程度に表示されていれば差押命令の効力は生じます。差押命令を受理した営業店の内部ミスで、差押命令が送達されている事実について預金の取扱店へ連絡が遅れてしまい、誤って預金の払戻しに応じてしまったときには、金融機関には二重払いの責務が生じますので注

意しましょう。ただし、預金に対する差押命令が対象預金のない営業店に送達されてしまい、「受理した行職員が遅滞なく預金のある営業店を確定し、当該店舗に連絡をして支払停止の措置をしたが、(その分、時間がかかり)すでに当該預金が払い出された後だった」といった場合もあるでしょう。この場合、支払停止処理をするまでの時間が処理を行うにあたり相当と認められる程度の時間であれば、金融機関は免責されるでしょう。

**預** 金を対象とした差押命令には、第三債務者に対して支払禁止の効力、および債務者に対して取立その他処分の禁止の効力があります。それゆえ、差押命令が「どこに」送達されるかが大きな問題となってきます。第三債務者が金融機関のように法人である場合、差押命令の送達はその法人の代表者を名宛人として行われますが、送達場所は多数あります。裁判所の実務では、金融機関に

対する送達場所は、その預金取引のある営業所に対して行う取扱いが確立している、「その預金のある営業所」を送達場所として申立書に記載して裁判所に提出することとされているようです。もっとも、債務者の預金などの営業店にあるか調査できないまま差押命令が発令されることもあるようです。そうでなくても、送達場所を誤記するなどその預金がない営業店に送達されることもあ

………手続きのポイント………

- 差押命令は、どの営業店に対象預金があるか特定されないまま送達されることがある
- 自店に対象口座がなくても、僚店等がないか調べ、あれば連絡して速やかな対応を